

防衛大学校達第1号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の9並びに防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第10号）第21条の規定に基づき、防衛大学校学生服装細則を次のように定める。

平成4年3月12日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校学生服装細則

改正 平成4年9月18日防衛大学校達第20号 平成10年3月25日防衛大学校達第1号
平成13年3月30日防衛大学校達第5号 平成15年3月31日防衛大学校達第3号
平成29年2月16日防衛大学校達第1号

防衛大学校学生服装細則（昭和38年防衛大学校達第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校本科学生（以下「学生」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（制服等の着用）

第2条 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第10号。以下「訓令」という。）第5条第2号に定める「これに準ずる場所にある場合」とは、当該学生の親戚若しくは知人の宅又は校外下宿、旅館その他の宿泊施設内にある場合とする。

2 訓令第5条第4号に規定する「その他特に学校長が許可した場合」とは、次の場合とする。

- (1) 学生が外出を許可され又は休暇を与えられて、校外において私用で行動する場合
- (2) 校友会活動又は登山、スキー等を行うため、制服等以外の服装により外出する必要がある場合で訓練部長の定めるところにより許可を得た場合

3 訓令第20条に定める常装の第2種夏服の着用期間は、第1種夏服の着用期間に同じとする。

4 学生は、次の各号の期間においては夏用の制服等を着用することができる。

(1) 5月1日から5月31日まで

(2) 10月1日から10月31日まで

(作業服装の着用)

第3条 訓令第11条に定める「学校長が必要と認めるとき」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 汚染甚だしい実験等を行う場合で担当教官の許可を受けたとき。

(2) 清掃等の作業を行うとき。

(3) 授業開始前及び授業終了後校内にあるとき。

(4) 前3号のほか、訓練部長が特に必要と認めるとき。

(特殊服装の種類)

第4条 訓令第12条に定める特殊服装は、次のとおりとする。

(1) 校内服装

(2) 訓練服装

(3) 体育服装

(4) 患者服装

(5) 夏用正帽

(6) ジャンパー

(7) セーター

(8) 特殊礼服装

(校内服装)

第5条 学生は、冬用の制服等の着用期間において校内にある場合に限り、日朝点呼から消灯（就寝）までの間、校内服装をすることができる。

2 男子である学生及び女子である学生の校内服装の製式等は、別表第1のとおりとする。

3 男子である学生の校内服装は、別表第1第1項に掲げる服装に短靴又は半長靴を着用するものとする。

4 女子である学生の校内服装は、別表第1第2項に掲げる服装に女子第1種（第2種）短靴又は半長靴を着用するものとする。

5 学生は、次の各号に掲げる場合にはネクタイを着用しないことができるものと

し、その場合は最上位のボタンをかけないものとする。

- (1) 授業等において担当教官の許可を受けた場合
- (2) 学生舎内にある場合
- (3) 課業外

6 校内服上衣の学年を識別するき章の着用要領は、訓令第15条に規定する第2種夏服上衣及び女子第2種夏服上衣の場合に準じる。

(訓練服装)

第6条 学生が訓練を行う場合には、常装、甲武装、乙武装及び作業服装で行う以外に訓練部長の定める訓練服装をすることができる。

(体育服装)

第7条 学生は、体育活動を行う場合には、体育服装をするものとする。

2 体育服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用するものとする。

- (1) 体操帽
- (2) 体操服上衣又はTシャツ
- (3) 体操服ズボン又は短パンツ
- (4) 作業靴又は運動靴

3 学生は、前項各号に掲げるもののほか、体育活動を指導監督する教官等の指示する服装をすることができる。

(患者服装)

第8条 学生は、校内の医務室に入室中は衛生課長の定める患者服装をするものとする。

(夏用正帽)

第9条 学生は、夏用の制服等の着用時に正帽及び帽日おおいに代えて、夏用正帽を着用することができる。

2 夏用正帽の製式等は、別表第2のとおりとする。

(ジャンパー及びセーター)

第10条 学生は、冬期においては、ジャンパーを校内服装又は作業服装の上に、セーターを校内服装の上に重ねて着用することができる。

2 ジャンパー及びセーターの製式等は、別に定める。

(特殊礼服装)

第11条 学生は、教育訓練等のために必要がある場合は特殊礼服装をすることができる。

- 2 男子である学生及び女子である学生の特殊礼服装の製式は、別表第3のとおりとする。
- 3 男子である学生の特殊礼服装は、別表第3に掲げる服装に短靴を着用するものとする。
- 4 女子である学生の特殊礼服装は、別表第3に掲げる服装に女子第1種短靴（第2種短靴）を着用するものとする。
- 5 特殊礼服装における礼帽用帽章の着用要領は、訓令第15条に規定する帽章の着用要領と同じとする。
- 6 特殊礼服装上衣襟章の着用要領は、訓令第15条に規定する襟章の着用要領の冬服上衣及び第1種夏服上衣と同じとする。
- 7 特殊礼服装上衣の学年を識別するき章の着用要領は、訓令第15条に規定する学年識別章の着用要領（3）（4）（5）と同じとする。
- 8 特殊礼服装における礼服装用肩飾緒の着用要領は、別図第3のとおりとする。
- 9 特殊礼服装における礼服装用識別胸章の着用要領は、別図第4のとおりとする。
- 10 特殊礼服装における儀礼刀の着用要領は、次条に規定する儀礼刀の着用要領と同じとする。ただし、刀帯は上衣の内側に着用するものとする。
- 11 その他学生が特殊礼服装を着用する場合の必要な事項は、訓練部長が定める。
（儀礼刀の着用要領）

第12条 儀礼刀の着用要領は、別図第1のとおりとする。

- 2 儀礼刀の刀緒は、つば弦部に右へ6回半巻きつけ、ふさを外側に出すものとする。

（外国人留学生の識別章）

第13条 外国人留学生の識別章（以下「留学生の識別章」という。）は、直径23ミリメートルの淡青色（日本語教育を受ける留学生にあつては桃色）の金属製の円板とする。

- 2 留学生の識別章は、外国人留学生の冬服上衣、第1種夏服上衣の両側の襟章の後面に、襟章の中心と識別章の中心が一致するように着用するものとする。

（作業服装と第2種夏服上衣との混用）

第14条 学生は、夏用の制服等の着用期間において校内にある場合に限り、作業服上衣に代えて第2種夏服上衣を、女子作業服上衣に代えて女子第2種夏服上衣を着用することができる。

（外とう及び手袋の着用）

第15条 学生は、12月1日から3月31日までは、休暇及び外出時に外とう又は女子外とう並びに手袋を着用することができる。

2 学生は、学生舎内においては、11月1日から3月31日までは、課業終了後から消灯時間又は延灯を許可された時間まで、外とう又は女子外とうを着用することができる。

3 学生は、教育訓練等のため、外とう又は女子外とう並びに手袋を着用する場合は、担当教官の指示するところによる。

(勤務腕章の着用要領)

第16条 勤務腕章は右腕に着用するものとし、着用要領は別図第2のとおりとする。

(脱衣)

第17条 学生は、訓練部長の定めるところにより脱衣することができる。

(氏名札)

第18条 学生は、訓練部長の定めるところにより校内又は校内に準じる場所においては、氏名札を着用するものとする。

(被服装具の記名)

第19条 学生は、訓練部長の定めるところにより、被服装具に記名しなければならない。

(貸与品又は支給品以外のものの統一化)

第20条 学生は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第5に定められている制服等で貸与品又は支給品以外のものを着用する場合は、製式及びその趣旨に適合したものでなければならない。

2 学生は、次の各号に掲げるところにより、貸与品又は支給品以外の下着類等を着用することができる。

(1) 貸与品又は支給品以外の下着類は、貸与品又は支給品に類似した無地のものとする。ただし、防寒用毛織物は、黒又は紺系統の無地のものとし、丸首型又はVネックとする。

(2) 靴下は、支給品に類似したものとする。

(3) 防寒用襟巻及び防寒用耳おおいは許可された場合

(防水用ズボン等)

第21条 男子である学生は、雨雪時に雨衣又は外とうを着用する場合は、無色透明の防水用ビニール製ズボン及び帽雨おおいを着用することができる。

2 女子である学生は、雨雪時に女子雨衣、女子外とうを着用する場合は、無色透

明の防水用ビニール製ズボン及び帽雨おおいを着用することができる。

(ゴム長靴)

第22条 学生は、教育訓練又は作業等のため必要とする場合は、担当教官又は作業指揮者の定めるところにより、当該教育訓練又は作業等を行う場合に限り、黒色のゴム長靴を着用することができる。

(スリッパ等の着用)

第23条 学生は、学生舎内にある場合はスリッパ又は作業靴を着用することができる。

- 2 学生は、実験室等においては担当教官の許可を得た場合スリッパを着用することができる。

附 則

- 1 この達は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 防衛大学校学生服装細則（昭和38年防衛大学校達第3号）は、廃止する。

附 則（平成4年9月18日防衛大学校達第20号）

この達は、平成4年9月18日から施行する。

附 則（平成10年3月25日防衛大学校達第1号）

この達は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日防衛大学校達第5号）

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日防衛大学校達第3号）

- 1 この達は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の防衛大学校服装細則による着用については、当分の間従前の例による。

附 則（平成29年2月16日防衛大学校達第1号）

この達は、平成29年3月30日から施行する。